平成２５年（フ）第３５０号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字目久井488番地８　Ｐｅａｃｅ101号
債務者　弘田　昌平
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６６８号
福岡市南区寺塚２丁目30番23号
債務者　吉田　安平
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１８号
福岡県大野城市栄町２丁目３番１―301号竹林ビル
債務者　倉員　孝之
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６７号
福岡市東区香椎６丁目13番33号
債務者　山口　慎吾
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５９８号
福岡県福津市東福間８丁目１番９―303号
債務者　松尾　　瞳
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２０号
福岡県古賀市天神７丁目３番11号
債務者　尾形　美沙
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３３号
福岡市中央区小笹１丁目10番45―302号
債務者　野中　由子（旧姓林・石野）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６５６号
福岡市博多区千代２丁目21番１―210号
債務者　上原　和美
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０４号
福岡市早良区田村４丁目９番50―504号
債務者　梶原ひとみ
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２０号
福岡市西区壱岐団地21番304号
債務者　西田　一実
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２１号
福岡市西区壱岐団地21番304号
債務者　西田　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７２２号
福岡市西区壱岐団地21番304号
債務者　西田　真美
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４４号
福岡県朝倉市杷木池田312番地
債務者　草場　照子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５１号
福岡県福津市宮司浜２丁目11番18号
債務者　清水美智子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６７号
福岡市早良区田隈２丁目16番９号
債務者　小嶋真理恵
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１６号
宮城県岩沼市中央４丁目６番331号、従前の住所宮城県岩沼市たけくま２丁目16番１号レオパレスボヌール104
債務者　吉田　幸一
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町414番地、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町548番地
債務者　藤枝　光雄
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９５号
茨城県桜川市岩瀬187番地６
債務者　原　　敏子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　水戸地方裁判所